４．財政健全化法に基づく健全化判断比率等の状況

* 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の施行に伴い、平成19年度決算から健全化判断比率等を算定。
* 一定の基準以上となった場合には、財政健全化計画の策定等が必要。
	+ - 早期健全化基準：自主的な改善努力による財政健全化が必要な水準

　→ 財政健全化計画の策定・外部監査の義務付け、総務大臣による必要な勧告等

* + - 財政再生基準　：国の関与による確実な再生が必要な水準

　→ 財政再生計画の策定・外部監査の義務付け、起債の制限、総務大臣による予算変更の勧告等

* + - （公営企業に関して）経営健全化基準：自主的な改善努力による経営健全化が必要な水準

　→ 経営健全化計画の策定・外部監査の義務付け、総務大臣による必要な勧告等

* 暫定値は、監査委員の審査に付した後、その意見を付して府議会9月定例会に報告するとともに、確定値として公表。

（数値等は監査委員の審査を経て、変動することがある。）



①実質赤字比率 【趣旨】一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率

【基準】早期健全化基準 　３．７５％　　　財政再生基準　５％



②連結実質赤字比率 【趣旨】全会計を対象とした実質赤字（又は資金の不足額）の標準財政規模に対する比率

【基準】早期健全化基準　８．７５％　　　財政再生基準　１５％



③実質公債費比率 【趣旨】一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率

【基準】早期健全化基準　２５％　　　財政再生基準　３５％



④将来負担比率 【趣旨】一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

【基準】早期健全化基準　４００％　　　財政再生基準　なし



⑤資金不足比率 【趣旨】公営企業ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率

【基準】経営健全化基準　２０％　　　財政再生基準　なし



（参考）比率の算定対象